

(別表速見地域広域市町村圏事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害)
(補償等に関する規則)

別表第1 (第2条の2関係)

- 1 公務上の負傷に起因する疾病
- 2 物理的因素にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
 - (1) 紫外線にさらされる業務に従事したため生じた前眼部疾患又は皮膚疾患
 - (2) 赤外線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患
 - (3) レーザー光線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患
 - (4) マイクロ波にさらされる業務に従事したため生じた白内障等の眼疾患
 - (5) 管理者の定める電離放射線(以下「放射線」という。)にさらされる業務に従事したため生じた急性放射能線症、皮膚かいよう等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害
 - (6) 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務に従事したため生じた潜かん病又は潜水病
 - (7) 気圧の低い場所における業務に従事したため生じた高山病又は航空減圧症
 - (8) 暑熱な場所における業務に従事したため生じた熱中症
 - (9) 高熱物体を取り扱う業務に従事したため生じた熱傷
 - (10) 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務に従事したため生じた凍傷
 - (11) 著しい騒音を発する場所における業務に従事したため生じた難聴等の耳の疾患
 - (12) 超音波にさらされる業務に従事したため生じた手指等の組織え死
 - (13) (1)から(12)までに掲げるもののほか、物理的因素にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
- 3 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
 - (1) 重激な業務に従事したため生じた筋肉、けん、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱
 - (2) 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた腰痛
 - (3) チェンソー、ブッシュクリーナー、さく岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害

(別表速見地域広域市町村圏事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害)
(補償等に関する規則)

(4) 電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた後頭部、けい部、肩甲骨、上腕、前腕又は手指の運動器障害

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

(1) 管理者の定める単体たる化学物質又は化合物（合金を含む。）にさらされる業務に従事したため生じた疾病であって、管理者が定めるもの

(2) ふつ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患

(3) すす、鉱物油、うるし、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患

(4) たん白分解酵素にさらされる業務に従事したため生じた皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患

(5) 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務に従事したため生じたアレルギー性の鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患

(6) 綿、亜麻等の粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じた呼吸器疾患

(7) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚

(8) 空気中の酸素濃度の低い場所における業務に従事したため生じた酸素欠乏症

(9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

5 粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じたじん肺症又は管理者の定めるじん肺の合併症

6 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

(1) 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾患

(2) 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務に従事したため生じたブルセラ症、炭そ病等の伝染性疾患

(3) 濡潤地における業務に従事したため生じたワイル病等のレプトスピラ症

(4) 屋外における業務に従事したため生じたつつが虫病

別表速広三二

六一〇

(別枠速見地域広域市町村圏事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害)
(補償等に関する規則)

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

(1) ベンジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

(2) ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

(3) 4-アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

(4) 4-ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

(5) ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

(6) ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

(7) ベンゾトリクロリドにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

(8) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ

(9) ベンゼンにさらされる業務に従事したため生じた白血病

(10) 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ又は肝細胞がん

(11) オルトートルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん

(12) 1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

(13) ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

(14) 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ、甲状腺せんがん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ

(15) すす、鉛物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん

(16) (1)から(15)までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

8 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく憎悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止(心臓性突然死を含む。)、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゅう破裂(解離

(別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害)
(補償等に関する規則)

性大動脈りゅうを含む。)、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧症性脳症及びこれらに付随する疾病

9 人の生命にかかる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病

10 前各項に掲げるもののほか、公務に起因することの明らかな疾病

別表第2 (第7条の3関係)

介護を要する状態の区分	障 害
常時介護をする状態	(1) 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの (3) 前2号に掲げるもののほか、条例別表第1に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は条例別表第2に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの
随時介護をする状態	(1) 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの (3) 条例別表第1に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は条例別表第2に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの

〔別杵速広三八〕

六二二(～六二〇)